

## 学校感染症による出席停止について

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止となります。つきましては、下記の「登校許可証」を医師に記入してもらい、登校時に担任に提出してください。インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に関しては医師の記入は不要です。その際、名前・病名・罹患期間は保護者が記入してください。出席停止期間はゆっくり休養してください。

### 学校において予防すべき感染症【学校保健安全法施行規則第 18 条】 ※第一種は省略

	感染症の種類	出席停止期間
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが消失するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 (※ 流行状況に応じて学校医等と相談)

## 登校許可証

担任保管

○ 名前 \_\_\_\_\_

○ 病名 \_\_\_\_\_

○ 罹患期間 令和 年 月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_

### 保護者確認欄

主治医より登校許可が出ましたので、令和 年 月 日より登校させます。

年 組

保護者名 \_\_\_\_\_